



「青森市平和の日」の制定に関する答申並びに

平和教育の推進及び市民の平和意識の醸成に関する報告書

平成27年11月

青森市平和の日等検討委員会

はじめに

今年には戦後70年という節目の年である。

戦後70年を迎え、戦争を体験した世代が減少し、戦争を知らない戦後生まれの割合が国の総人口の8割を超える中で、過去の戦争の悲惨な記憶は風化しつつあるが、世界の様々な場所ではいまだ戦争・紛争が絶えず、国内でもいじめや虐待、殺人により命が奪われているという悲しいニュースが毎日のように流れている。

先の大戦では軍人・軍属230万人、民間人80万人、合わせて310万人もの尊い命が犠牲となったが、その中でも特に、10代から20代の若者の命が多く失われた。旧青森市、旧浪岡町においても、3,990人の尊い命が戦場に散った。

その戦禍は青森市にも及んだ。

昭和20年7月28日には市内上空に現れた60機以上の米軍爆撃機B29の攻撃により、青森市は一面焼け野原と化し、当時の市街地の88パーセントを焼失するとともに、1,000人を超える尊い命が犠牲となった。

また、7月14日、15日及び8月10日には、青函連絡船が米海軍艦載機の攻撃により全滅し、青森湾、津軽海峡、函館湾において乗客乗務員424人が死亡したことも記憶にとどめなければならない。

戦争で命を奪われなければ、多くの若者は家庭を持ち、子どもを育て、その生命をつないでいくことができたかもしれない。私たちは戦争によって命のつながりまでもが断ち切られたことを忘れてはならない。そして、私たちの今の平和は、戦争の惨禍を二度と繰り返さないという誓いのもと築かれてきたことも決して忘れてはならない。次の世代へ戦争の愚かさ、平和の尊さを伝え、今ある平和をつなぐこと、これこそ今を生きる私たちの使命ではないだろうか。

青森市平和の日等検討委員会では、青森市長からの諮問「青森市に平和の日を制定することについて」を受け、計4回の審議を行い、平和の日の必要性等について議論した。

併せて、検討委員会では、今後の平和教育の推進及び市民の平和意識の醸成に関する行政の取組についても検討した。

ここにその結果をまとめ、答申及び報告する。

答 申 書

平成27年11月12日

青森市長 鹿内 博 様

青森市平和の日等検討委員会
委員長 内海 隆

平成27年6月25日付け青市総第61号で諮問のあった「青森市に平和の日を制定することについて」、下記のとおり答申する。

記

1 平和の日の必要性について

市は、市民の平和への決意、平和への願いを内外に表明した「平和都市宣言」（旧青森市：平成2年7月制定）及び「非核・平和のまち宣言」（旧浪岡町：昭和61年9月制定）の精神に基づき、平和事業を進めている。具体的には、戦没者慰霊祭の開催や広島・長崎への平和行進をはじめ様々な平和活動を推進している市民団体の支援、今年度から新たに始めた青森市平和大使（中学生）の長崎市への派遣、また平成21年に「平和首長会議」、平成25年には「日本非核宣言自治体協議会」に加盟し、核兵器廃絶に向けた署名活動を行うなどしている。

しかしながら、平成27年度第1回青森市民意識調査の結果によると、「平和都市宣言」と「非核・平和のまち宣言」の認知度、「青森空襲があった日（7月28日）」の認知度は全体的に低い状況であり、特に若い世代ほど低い傾向がみられた。

今後さらに戦争体験者が減少し、戦争の記憶や記録が風化していく中で、戦争経験のない子どもたちに平和への想いや戦争の悲惨さを語り継いでいくことはますます困難になる。

このような中、青森市における平和の日の必要性について考えたとき、「平和都市宣言」や「非核・平和のまち宣言」に込められた平和への決意・願いを具現化し、次世代に平和の大切さを継承していくためには、行政が平和施策を永く、継続的に実施していくことが望ましく、行政が市民に平和について考える日を継続して提供していくためにも、平和の日を定め、条例化すべきであるという結論に達した。

2 平和の日とすべき日について

平和の日をいつにするかについては、なぜこの日にしたのか、市民に理解されることが重要である。

青森のまちには、空襲の惨禍が歴史として刻まれている。

昭和20年7月28日、青森市は空襲を受け、街は一夜にして一面焼け野原、廃墟と化し、1,000人を超える尊い命が犠牲となった。

「平和都市宣言」では、青森空襲によって多くの生命と財産を失った教訓を心に深く刻み、かけがえのない郷土青森を、再びあの忌まわしい戦火にさらさせないという決意のもと、世界の恒久平和、非核三原則の遵守、核兵器の廃絶を願っている。

7月28日に青森空襲があったという歴史、そして多くの命が失われたという事実を市民に語り伝え、平和を考える上での礎とすることは、大変意味のあることであり、青森市の平和の日は7月28日とすべきであるという結論に達した。

3 平和の日の記念行事等について

「平和」という人類共通の願いを実現するには、国家の努力もさることながら、その主体となるのは国民である市民一人一人の平和への想いであり、それぞれの思想や信条、立場を超え、平和意識を高めていくことが大切である。私たちは先の大戦から学んだ平和の大切さと平和への想いを、未来に引き継いでいかなければならない。

市では戦後50年の年に戦没者慰霊祭を実施し、以来毎年、青森空襲があった7月28日に式典を開催してきたが、参加者は年々減少傾向にあり、また、その対象は限定されているように思われる。

今後、戦没者・戦災者遺族の高齢化などにより、式典への参加者がさらに減少していくことが予想される中、「7月28日＝戦没者・戦災者を慰霊する日」に一区切りつけ、その考え方を変えていく必要がある。

平和の日は、戦争犠牲者の冥福を祈るとともに、市民がこれまでの歴史を踏まえ、子どもから大人まで、皆で平和の大切さを改めて考える日として位置付けるべきである。単なる関係者だけのための日ではなく、市民が広く平和のことを考える日にしていかなければ、平和の日は未来につながっていかないのではないだろうか。

そして、そのためには毎年「平和の日事業」を開催し、かつて青森市が空襲によって多くの尊い命を奪われたことを語り伝え、市民の平和意識を喚起し、行政がその意義を発信し続けることが大切である。

平和の日を広く市民に浸透させるためには、今まで7月28日を中心にして行政、市民団体が個々バラバラに実施していた行事を一定の期間に集約し、平和の日の前後を「平和週間」として、連携・協働しながら事業展開を図るのが効果的である。例え

ば、広報あおもりや市ホームページによる周知、小・中学校での青森空襲を題材とした学習、市民図書館においては戦争に関連した本の展示や読み聞かせ、市民センターでは平和に関する講座を開催するなど、より多くの市民に平和の日を広く知らせることができる手法をとることが必要である。

4 おわりに

平和の日を定め、条例化するに当たり、制定の趣旨、理念等を明らかにするため、次のような条例の前文を起草する。

青森市は、昭和20年7月28日の空襲によって、多くの尊い生命を奪われた。戦争はその時存在した生命を奪うだけでなく、その後つながれたであろう生命をも奪うものだということを忘れてはならない。「青森市平和都市宣言」、「非核・平和のまち宣言」にうたわれている平和への想いを、未来を担う子どもたちに引き継いでいくことは我々の責務である。青森市が戦火にさらされた過去の悲惨な戦争を忘れず、また、空襲があったという歴史的事実を重く受け止め、後世に語り伝え、二度と戦争の惨禍を繰り返さないことを誓い、併せて、世界の恒久平和を願い、青森市平和の日を定める。

平和教育の推進及び市民の平和意識の醸成に関する報告書

平成27年11月12日

青森市長 鹿内 博 様

青森市平和の日等検討委員会
委員長 内海 隆

青森市平和の日等検討委員会条例第3条第2号の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 平和教育について

学校教育における学習としては、小・中学校の社会科の授業で青森空襲の写真や資料、映像を見たり、青森空襲体験者をゲスト・ティーチャーとして招き、その体験を直接聴いたりする取組が行われている。さらに、教員の初任者研修において、中央市民センター内にある「青森空襲資料常設展示室」を見学し、子どもたちに平和の大切さを伝える使命感を強く持たせるようにしている。

小・中学校においては、今後も戦争体験者から直接話を聴く機会の充実に努めるとともに、平和の日の前後の「平和週間」には、平和に関連した図書の特集やビデオ放映を行うなど、平和学習に必要な情報提供を図っていく必要がある。例えば、青森空襲体験者から聴いた戦争体験を題材とした発表を行うといった試みは、子どもたち自身が戦争の恐ろしさや悲惨さを知り、平和の尊さについて考える実践的な取組として意義があるのではないかとと思われる。

また、市が今年度から実施した「青森市平和大使派遣事業」は継続していくべきである。特に子どもたちが長崎市主催の「青少年ピースフォーラム」に参加し、被爆の実相を直接学び、その体験を同世代の子どもたちへ発信することは大きな意義がある。

子どもたちに戦争を二度と繰り返してはならないと意識化させるには、教育の果たすべき役割は大きい。なぜ青森空襲が起きたのか、まずは歴史的事実を知り、自ら考えることができる環境を整えることが必要であると考えます。

2 市民の平和意識の醸成について

(1) 平和事業の実施に当たって

市ではこれまでも平和事業を実施してきたが、特に今年度は、平和施策の担当部局と中学校、市民図書館などが連携し、市の組織内において横断的な取組を行った。

今後も、市民図書館での平和に関連した本や絵本の紹介、読み聞かせ会をはじめ、市民センターなど公共施設を活用した事業を展開するなど、市の組織内での横断的な取組をより一層充実していくことが重要である。

また、市内では、平和を願う市民団体が自主的に多様な取組を行っている。

平和に関する取組は、行政、市民団体がそれぞれの役割に応じ継続的に行うことが重要であるが、今後は行政と市民団体が行う事業の実施に当たっては、一層連携・協働していくことが望まれる。

(2) 学習機会の提供

市民センターにおいては、青森空襲や戦争の歴史、平和について学ぶ機会を提供すべきである。

市民団体と協力し、青森空襲の痕跡が見られる場所のフィールドワークなどを通じて、戦争を知らない世代を青森空襲の語り部として養成していくことも望まれる。

(3) 戦争の資料の収集・活用

戦後70年が経過した今、戦争当時の貴重な記録や資料を収集できるのはこれが最後の機会かもしれない。行政はその収集、展示、保管を市民団体と協力しながら行っていく必要がある。

市では、中央市民センター内に「青森空襲資料常設展示室」を設け、空襲資料を展示している。空襲資料については、すでに戦没者慰霊祭や市民団体のイベントなどでパネル展示を行っているが、今後は市民センターなどで実施する講座や学校行事などでも積極的に活用し、多くの市民の目に触れるようにすることが望まれる。

戦争の記録や資料は、市民団体が保有、作成しているものが数多くある。それらについても整理しながら、市民の活動や学校行事、講座などでも利用できるような仕組みを構築していく必要がある。

資料 1

○青森市平和の日等検討委員会条例

平成27年3月24日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、青森市平和の日等検討委員会の設置、組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 平和を希求してやまないわたしたちのかけがえのない郷土青森市を平和なまちとして次代に引き継ぐとともに、世界の恒久平和の実現を目指して、市民がこぞって平和を享受し、及び祈念する日（以下「平和の日」という。）の制定に関する事項並びに本市における平和教育の推進及び市民の平和意識の継承について審議検討するため、青森市平和の日等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- 一 市長の諮問に応じ、平和の日の制定に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。
- 二 平和教育の推進及び市民の平和意識の継承について検討し、その結果を市長に報告すること。
- 三 その他本市及び世界の恒久平和の実現に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。

(組織等)

第4条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- 一 本市及び世界の恒久平和の実現に関し識見を有する者
- 二 本市の歴史及び平和教育に関し学識経験を有する者
- 三 その他市長が必要と認める者

(任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第3条第1号の規定による答申及び同条第2号の規定による報告の日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 市長は、委員が前項前段の規定に違反したことが判明したとき、又は職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱し、又は解任するものとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この条例は、第3条第1号の規定による答申及び同条第2号の規定による報告の日限り、その効力を失う。

資料 2

○青森市平和の日等検討委員会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	所属団体・役職
委員長	内海 隆	青森公立大学経営経済学部教授
委員長 職務 代理者	加川 幸男	青森市町会連合会会長
委員	逢坂 巖	青森市遺族会会長
委員	岩淵 久男	浪岡遺族会会長
委員	大坂 昭	青森市戦災者遺族会会長
委員	今村 修	青森空襲を記録する会会長 原水爆禁止青森県民会議代表
委員	谷崎 嘉治	青森市原水爆禁止の会代表
委員	山田 由子	青森市中学校長会理事
委員	福富 美紀	青森市PTA連合会事務局次長
委員	野呂 一則	青森市浪岡町内会連合会会長

任期：平成27年6月25日から条例第3条第1号の規定による答申
及び同条第2号の規定による報告の日まで

資料 3

○青森市平和の日等検討委員会開催状況

期 日	内 容
平成27年6月25日（木）	<ul style="list-style-type: none">・委嘱状交付式・組織会<ul style="list-style-type: none">1 委員長選出2 委員長職務代理者の指名・諮問<ul style="list-style-type: none">1 市長挨拶2 諮問書提出・検討委員会会議<ul style="list-style-type: none">1 審議2 次回日程について
平成27年7月16日（木）	<ul style="list-style-type: none">1 審議2 その他
平成27年10月5日（月）	<ul style="list-style-type: none">1 議事<ul style="list-style-type: none">(1) 平和の日の制定に関する審議(2) 平和教育の推進及び市民の平和意識の醸成に関する検討2 その他
平成27年11月4日（水）	<ul style="list-style-type: none">1 議事<ul style="list-style-type: none">(1) 「平和の日の制定」に関する答申（案）について(2) 平和教育の推進及び市民の平和意識の醸成に関する報告（案）について2 その他